



環境配慮型おうち消費促進事業！

～飲食店のテイクアウト・デリバリーの推進、プラスチックごみ削減をダブルで応援します～

厳しい状況が続く飲食店の事業継続のためのテイクアウトや、デリバリーの取り組みを応援し、あわせて、巣ごもり消費の拡大により増加しているプラスチックごみの削減にも取り組む事業を開始します。

□本事業対象者：多摩市内でテイクアウト又はデリバリーにより飲食物の提供を行う飲食店を経営し、エコアクション推進事業※1に参加いただける中小事業者等

□本事業は、「啓発グッズ配付事業（A）」と「補助金交付事業（B）」の二つの事業があり

- ・「啓発グッズ配付事業（A）」の単独参加または、
- ・「啓発グッズ配付事業（A）」＋「補助金交付事業（B）」となります。

※「補助金交付事業（B）」のみの参加は不可

A 啓発グッズ配付事業

テイクアウト・デリバリーをご利用いただいた消費者の方が、マイバック等持参した場合にポイントを付与し、集めたポイント数に応じて、多摩市が提供する啓発グッズ（多摩産材の箸または保冷バッグ）を交換するエコアクション推進事業の一環の事業です。

エントリー期間：令和3年5月20日（木）～8月31日（火）

エントリー要件：本事業対象者であり、市から提供するエコアクション宣言を店舗に掲示していただける事業者

【☆環境に配慮した素材で作成された啓発グッズ¹】



多摩産材の箸



環境配慮型素材を使用した保冷バッグ

<画像は作成中のイメージです>

B 補助金交付事業

テイクアウト・デリバリーで、リユース容器・バイオマスプラスチック容器等により飲食物を提供する際に必要な経費を補助します。

補助要件：本事業対象者であり、「①啓発グッズ配付事業」に参加している事業者

補助対象経費：リユース容器を導入し商品を提供する場合
バイオマスプラスチック配合容器等の利用による商品を提供する場合
その他、エコバック作成配付などエコな消費者還元策を実施する場合

申請期間：令和3年6月1日（火）～令和4年1月31日（月）

補助対象期間：令和3年4月1日（木）～12月31日（金）

補助率：10分の10

補助上限額：1店舗当たり10万円

※1 エコアクション推進事業とは

市民・事業者等が地球温暖化対策を「自分ごと」としてとらえ、日常生活のなかで行動を起こすことを推進する多摩市環境部環境政策課が実施する事業の総称です。多摩市は、昨年度「気候非常事態宣言※2」において、気候危機を市民と共有し、ともに地球温暖化対策に取り組むことを表明しました。本事業では、「A 啓発グッズ配付事業」を「エコアクション推進事業」とみなし、補助申請要件を満たしたものとみなします。

※2 気候非常事態宣言とは

気候が危機的な状況にあることを認識し、温暖化対策に取り組むことを表明したものです。多摩市は3つの目標を掲げています。

- ①「気候危機」が迫っている事実を市民全員と共有し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。
- ②資源の有効活用を図り、使い捨てプラスチックの削減を推進します。
- ③生物多様性の大切さを共有し、その基盤となる水とみどりの保全を積極的に推進します。

【問い合わせ】

本事業全体について 市民経済部経済観光課

電話：042（338）6830

エコアクション推進事業について 環境部環境政策課

電話：042（338）6831

プラスチックの削減等について 環境部ごみ対策課

電話：042（338）6836